

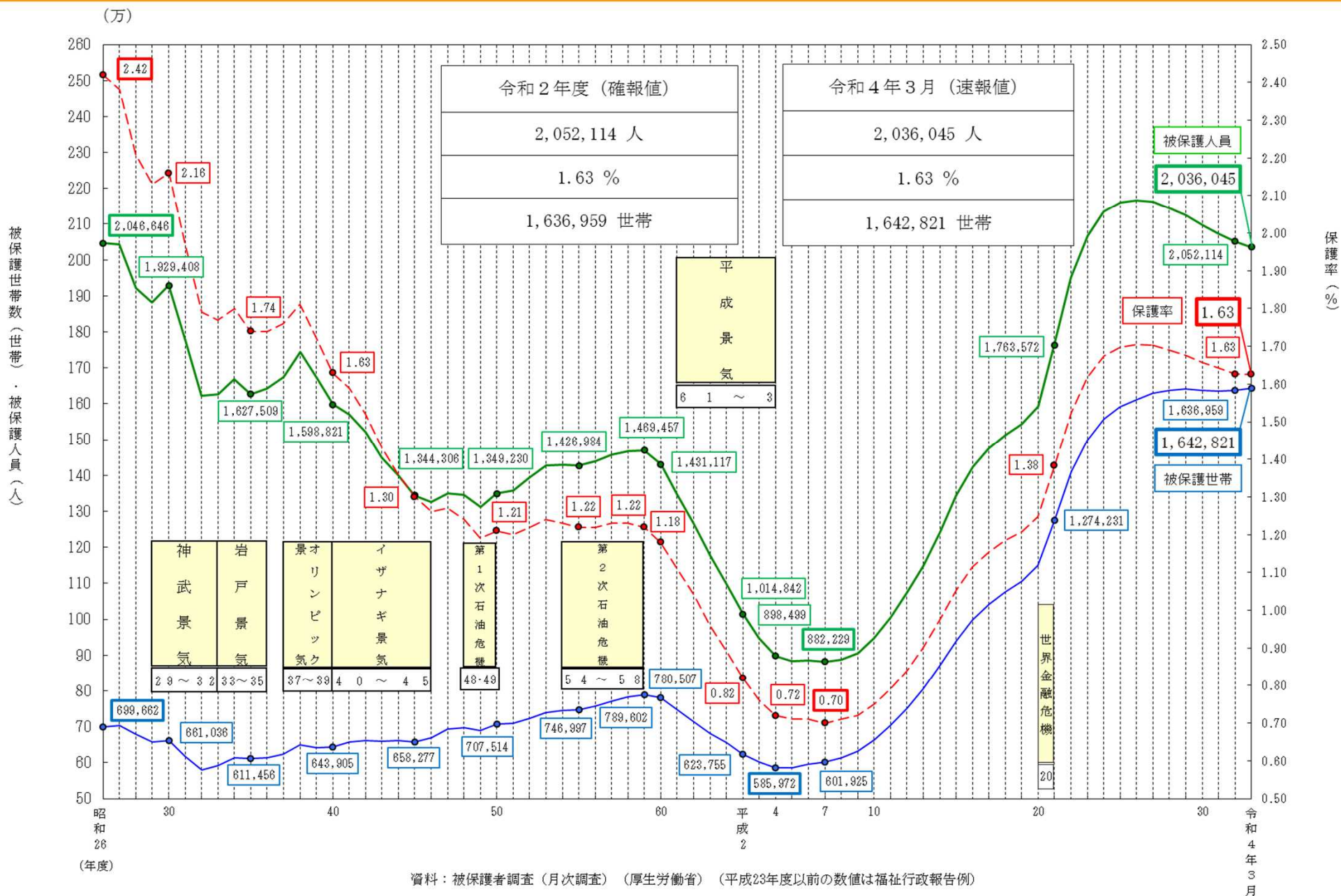
生活保護制度の現状について

1 生活保護受給者数等の推移等

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○生活保護受給者数は約204万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

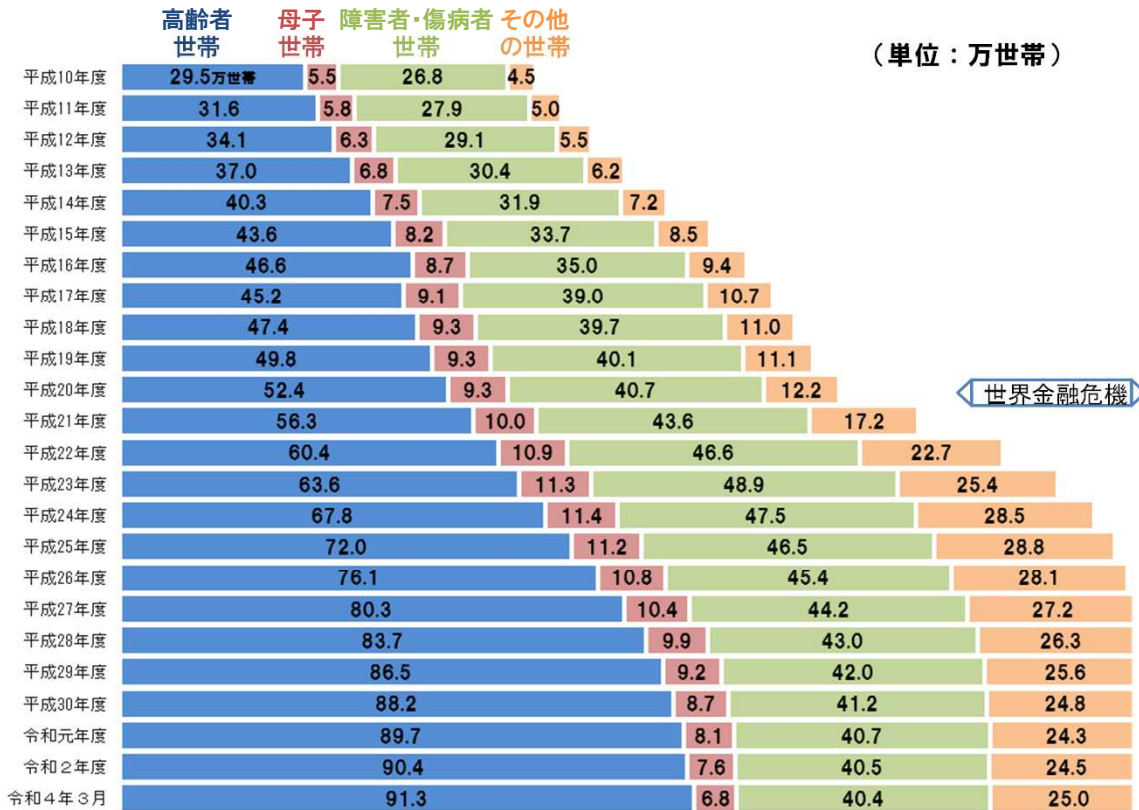
○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



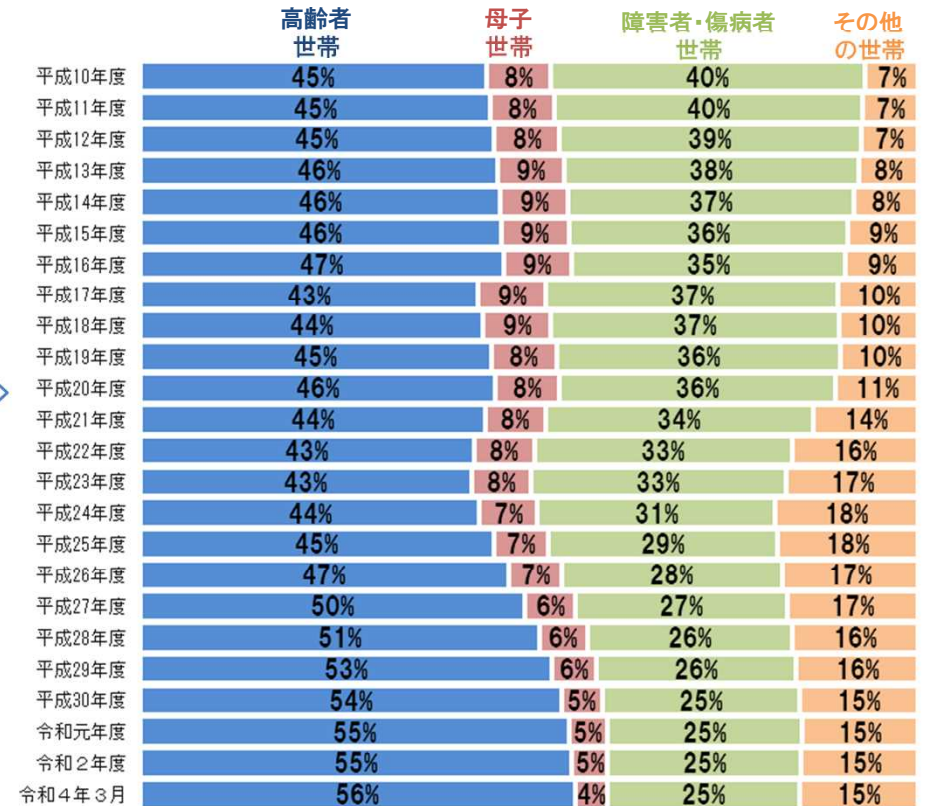
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.3%が単身世帯（令和4年3月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

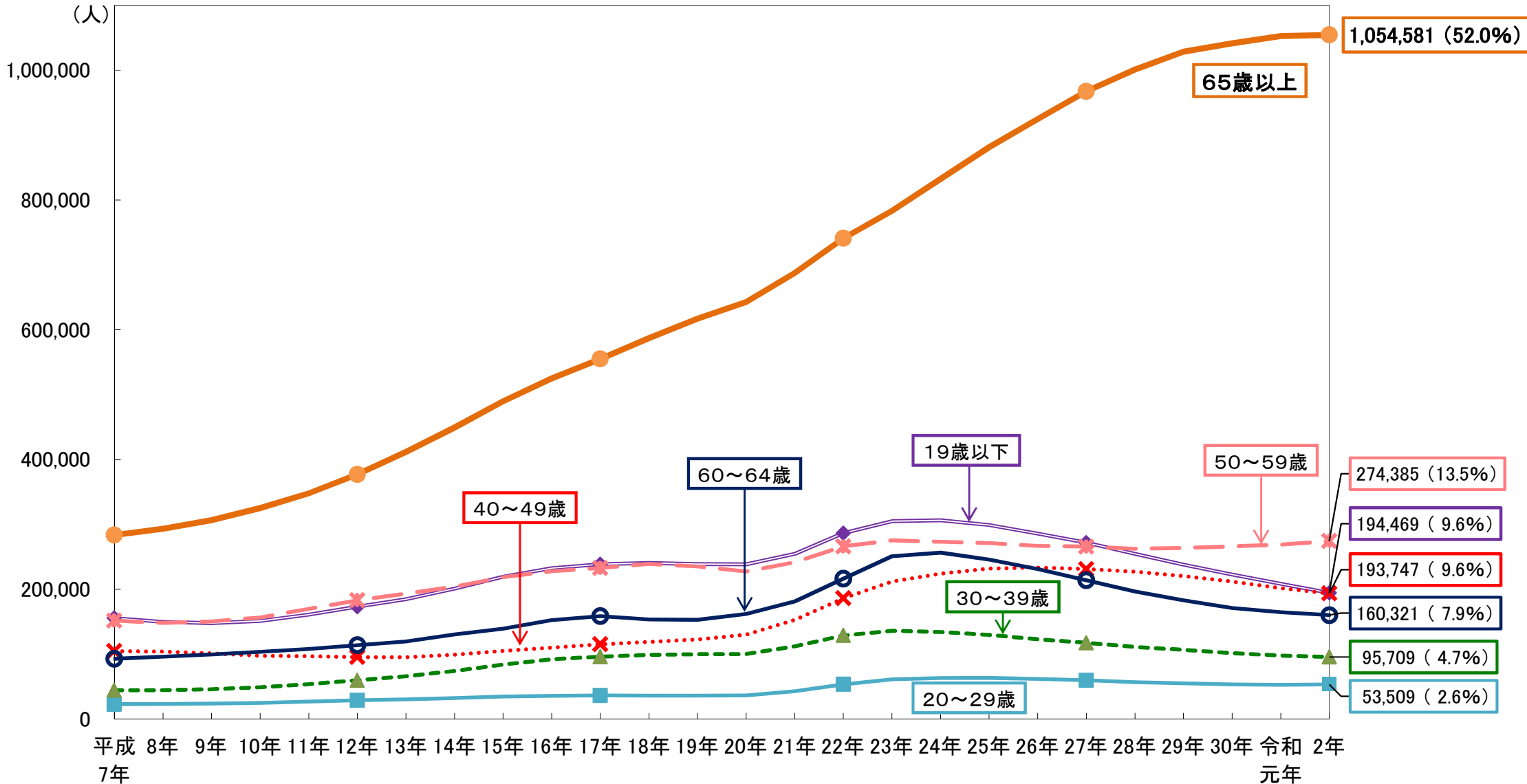
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年3月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

年齢階級別被保護人員の年次推移

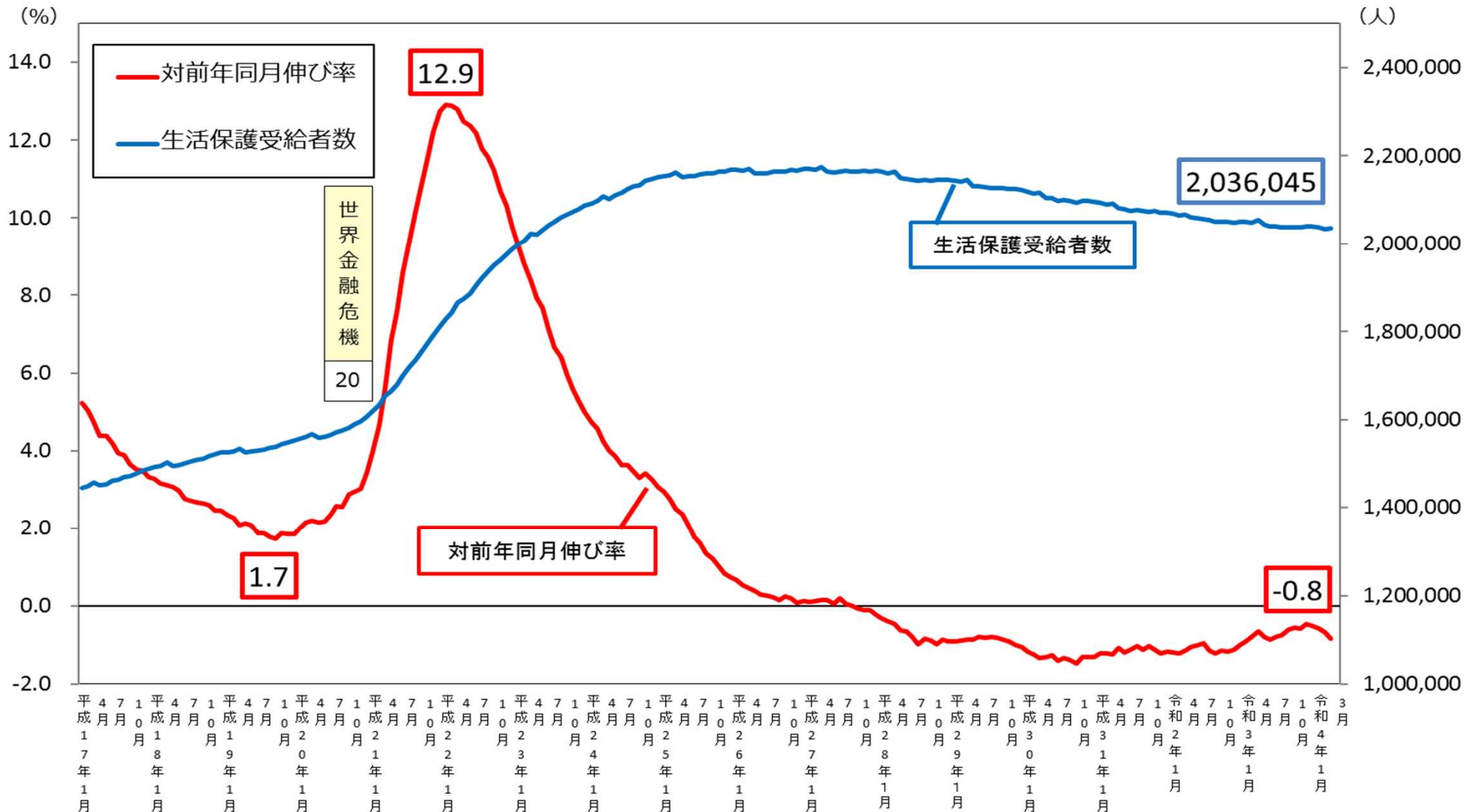
- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、**半数は65歳以上の者**となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）〔令和2年は速報値〕 ※各年7月調査日時点

生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和4年3月現在で203万6,045人となっている。
世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 令和4年3月の対前年同月伸び率は▲0.8%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。

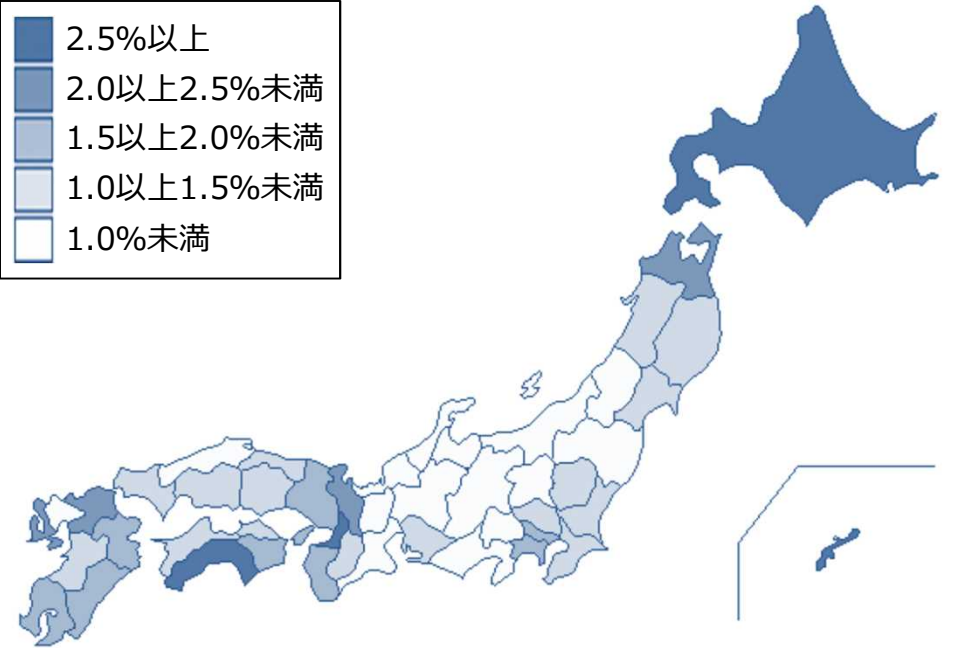
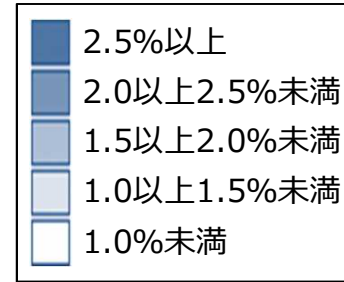


資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和3年4月以降は速報値

都道府県別保護率(令和4年3月時点)

1 大阪府	3.05% (3.35%)	26 鳥取県	1.19% (1.18%)
2 北海道	2.93% (3.03%)	27 香川県	1.08% (1.16%)
3 沖縄県	2.67% (2.20%)	28 岩手県	1.04% (1.13%)
4 高知県	2.52% (2.74%)	29 栃木県	1.04% (1.00%)
5 福岡県	2.34% (2.53%)	30 山口県	1.02% (1.19%)
6 青森県	2.27% (2.18%)	31 愛知県	1.01% (1.02%)
7 京都府	2.11% (2.30%)	32 茨城県	1.00% (0.83%)
8 長崎県	2.02% (2.10%)	33 新潟県	0.94% (0.81%)
9 東京都	1.99% (2.09%)	34 福島県	0.94% (0.93%)
10 鹿児島県	1.84% (1.88%)	35 佐賀県	0.92% (0.91%)
11 兵庫県	1.82% (1.85%)	36 三重県	0.89% (0.96%)
12 徳島県	1.76% (1.89%)	37 静岡県	0.89% (0.74%)
13 大分県	1.68% (1.70%)	38 山梨県	0.87% (0.65%)
14 神奈川県	1.66% (1.63%)	39 島根県	0.81% (0.82%)
15 宮崎県	1.60% (1.50%)	40 滋賀県	0.77% (0.76%)
16 和歌山県	1.57% (1.46%)	41 群馬県	0.77% (0.66%)
17 愛媛県	1.49% (1.48%)	42 山形県	0.74% (0.60%)
18 広島県	1.43% (1.66%)	43 石川県	0.62% (0.59%)
19 千葉県	1.42% (1.17%)	44 岐阜県	0.58% (0.55%)
20 秋田県	1.39% (1.45%)	45 福井県	0.55% (0.44%)
21 熊本県	1.38% (1.30%)	46 長野県	0.54% (0.52%)
22 奈良県	1.38% (1.43%)	47 富山県	0.40% (0.32%)
23 埼玉県	1.32% (1.20%)		
24 宮城県	1.30% (1.18%)		
25 岡山県	1.25% (1.31%)		

※ 括弧内は10年前(平成23年度)の保護率



全国保護率:1.63%(1.62%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

中核市 上位5市

1 大阪市	4.81% (5.68%)
2 札幌市	3.62% (3.59%)
3 堺市	2.97% (2.95%)
4 神戸市	2.83% (3.09%)
5 京都市	2.81% (3.13%)

1 函館市	4.50% (4.54%)
2 那覇市	4.19% -
3 尼崎市	3.74% (3.72%)
4 旭川市	3.62% (3.86%)
5 東大阪市	3.43% (4.11%)

指定都市 下位5市

中核市 下位5市

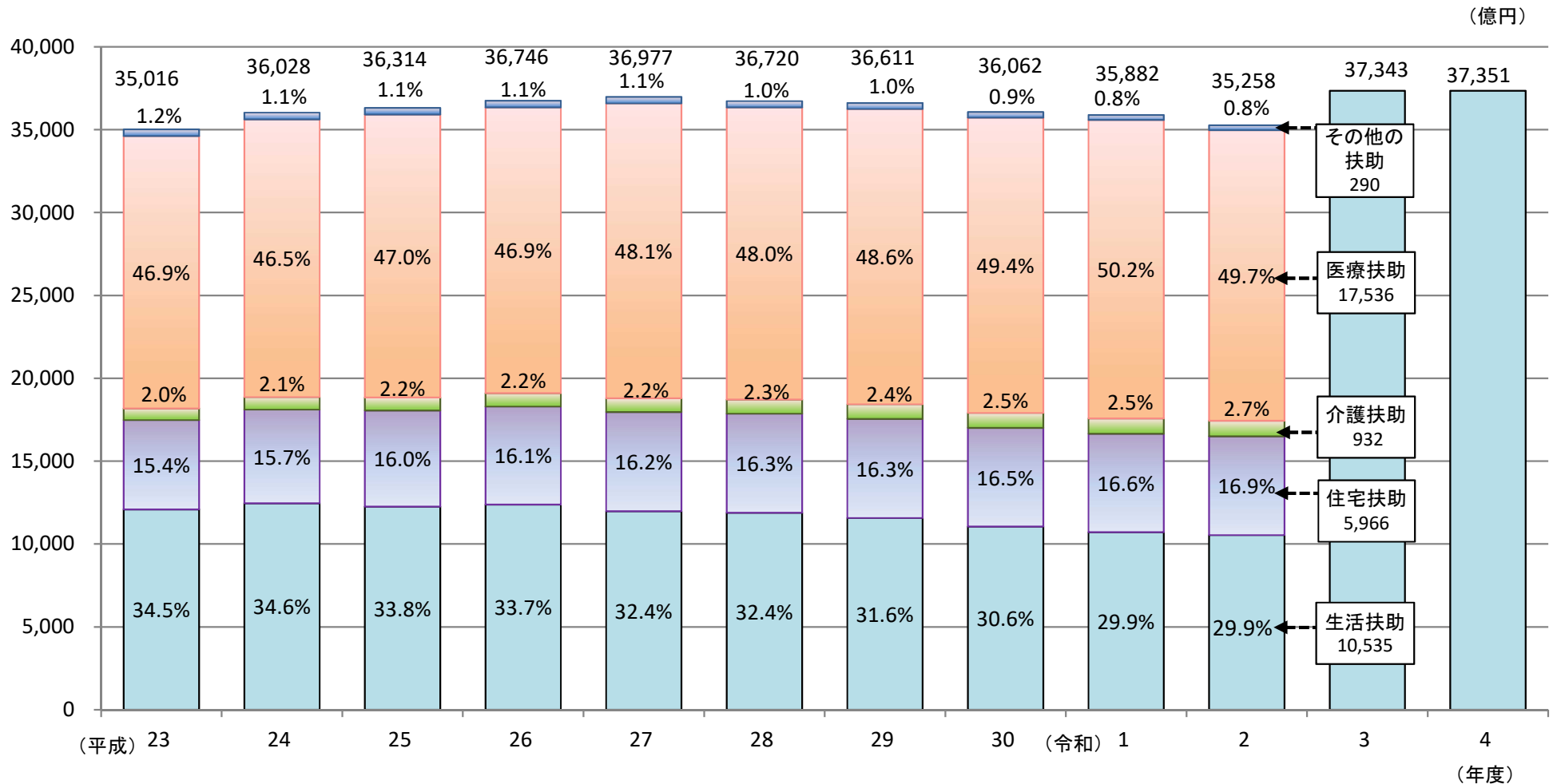
16 仙台市	1.70% (1.60%)
17 新潟市	1.49% (1.33%)
18 さいたま市	1.46% (1.47%)
19 静岡市	1.37% (1.10%)
20 浜松市	0.90% (0.92%)

58 松本市	0.77% -
59 豊橋市	0.61% (0.67%)
60 富山市	0.61% (0.41%)
61 岡崎市	0.58% (0.57%)
62 豊田市	0.56% (0.60%)

資料:被保護者調査月次調査(厚生労働省)(平成23年度は福祉行政報告例)をもとに作成
※ 令和4年3月分は速報値

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和4年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和2年度までは実績額、令和3年度は補正後予算、令和4年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

2 平成30年法改正後の状況について

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日※ 等）
※令和元年11月支払いより適用

① 自立支援・就労支援について

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

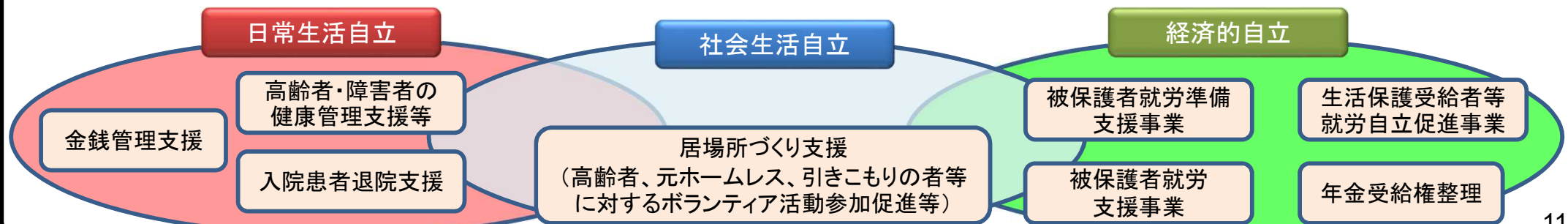
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

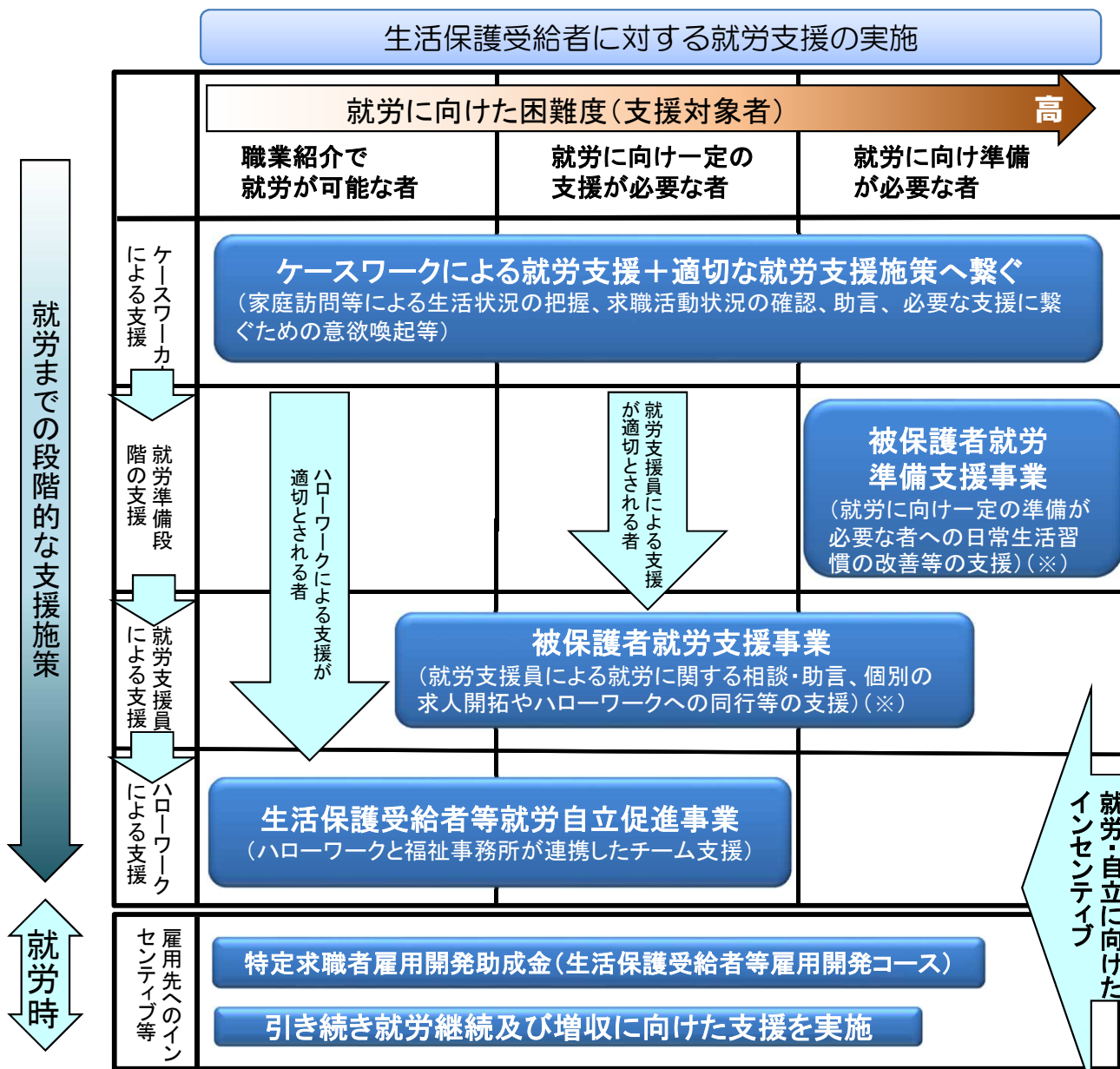
自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



生活保護受給者に対する就労支援施策について



【参考】就労支援事業の参加状況 (R2年度)

事業対象者	参加者	参加率
191,506人	93,181人	48.7%
	就労増収者	就労増収率
	32,097人	34.4%

・改革工程表KPI (達成時期：2021年度まで)
 事業に参加可能な者の参加率 65%
 事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
 (参加者) 46,288人
 (就労増収者) 25,811人 (55.8%)
- 被保護者就労支援事業
 (参加者) 65,854人
 (就労増収者) 18,202人 (27.6%)
- 被保護者就労準備支援事業
 (参加者) 6,850人
 (就労増収者) 918人 (13.4%)
- その他自治体の独自事業
 (参加者) 3,452人
 (就労増収者) 926人 (26.8%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
 (上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
 (最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
 (月5,000円 原則6ヶ月以内)

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

生活保護受給者等就労自立促進事業

令和4年度予定額 74 (83) 億円

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加している生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。



被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の7に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 令和4年度予算額：55.7億円
- 就労支援員の配置状況：2,948名(令和4年3月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施：81.8% 委託実施：13.1% 直営+委託5.7%(令和4年3月現在)【出典：保護課調べ】

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

○被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるように、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間的就労

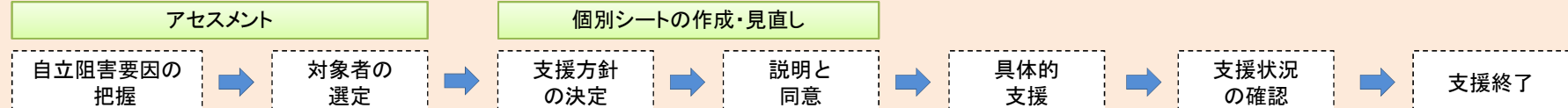
就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

○稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

事業の流れ(イメージ)



被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和4年度予算額：29.1億円

実績

(自治体数 実績)	
平成30年度	269
令和元年度	294
令和2年度	319
令和3年度	327

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施する。

(1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

(3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

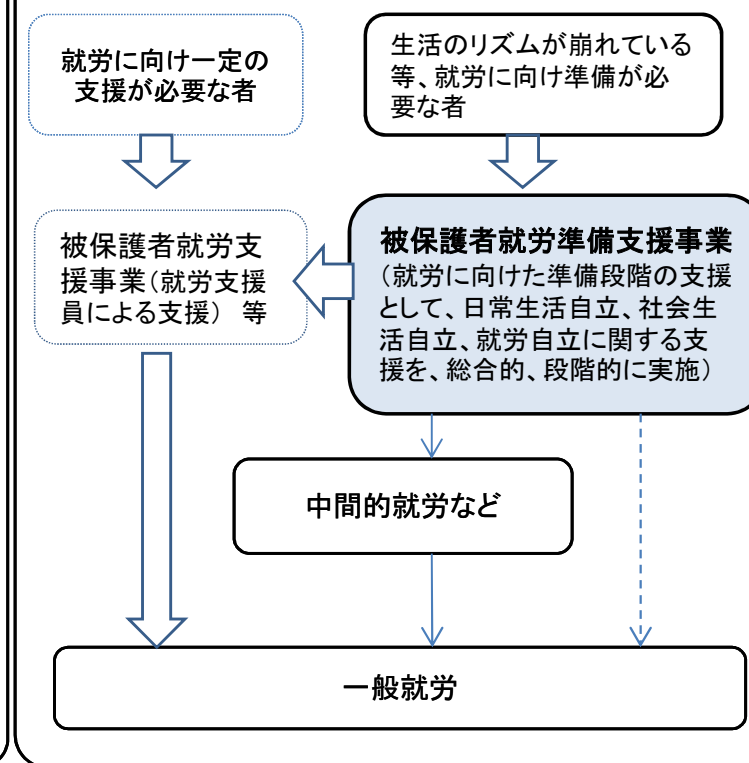
<就農訓練事業> (平成28年4月より開始)

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業> (平成29年4月より開始)

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ



状態像に合わせた支援メニューの例

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク
- ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



就労支援事業等におけるKPIの設定について

就労支援事業等におけるKPIを平成30年度に一部見直し。

○就労支援事業等の参加率2018年度(平成30年度)までに60%

→就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率2021年度(令和3年度)までに65%

※ 参加率を算出する分母である事業対象者のうち、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)が含まれていたため、それらの者を分母から除去。

※ 平成28年度実績について、就労支援事業に参加余地のない者を分母から除くと、参加率は56.8。全国平均参加率(56.8%)以下の自治体が、56.8%を達成した(かつ、平均以上自治体は現状維持)場合、全国平均が約67%となるため。

○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合は、2018年度までに50%

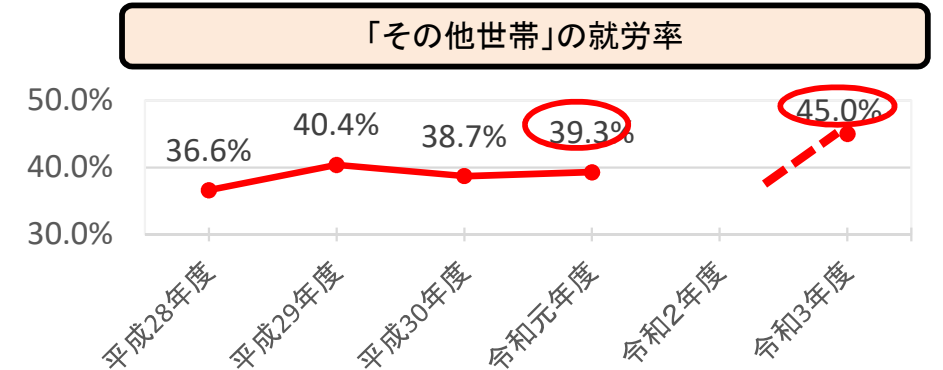
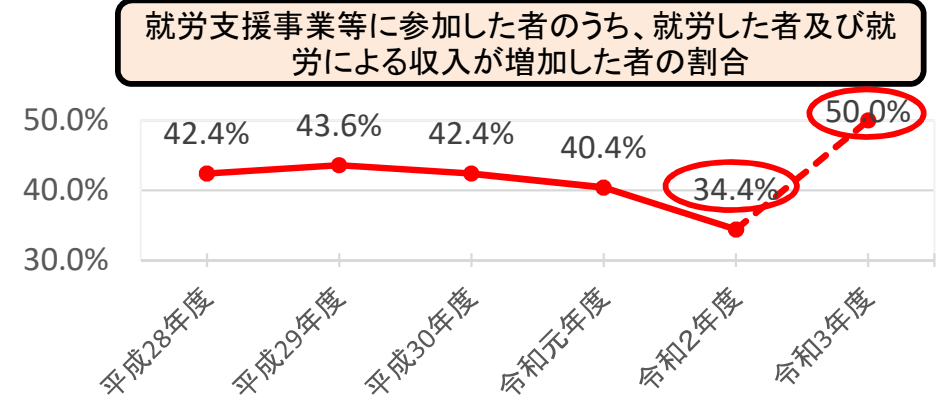
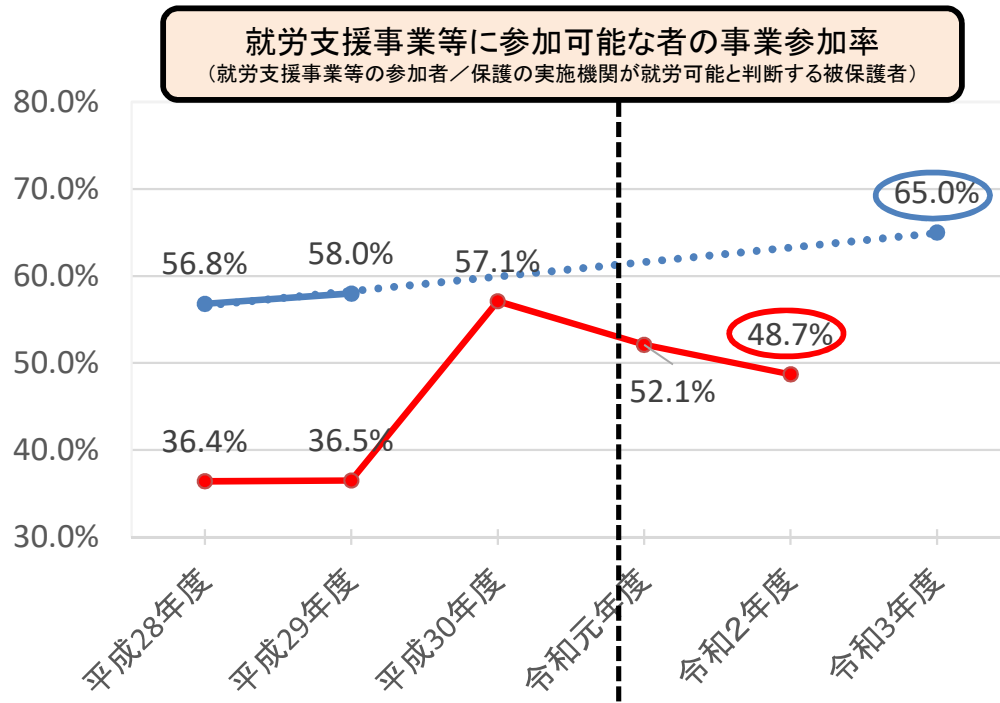
→目標値を維持。2021年度までに50%

※ 平成27年度実績から5%伸ばす目標であったが、平成28年度に実績が下がったことを踏まえ、目標は現状維持

○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)2018年度までに45%

→目標値を維持。2021年度までに45%

※ 世界金融危機前(平成20年度の「その他世帯」就労率43.9%)と同じ水準を目標



出典 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

その他世帯のR2就労率は夏以降更新予定

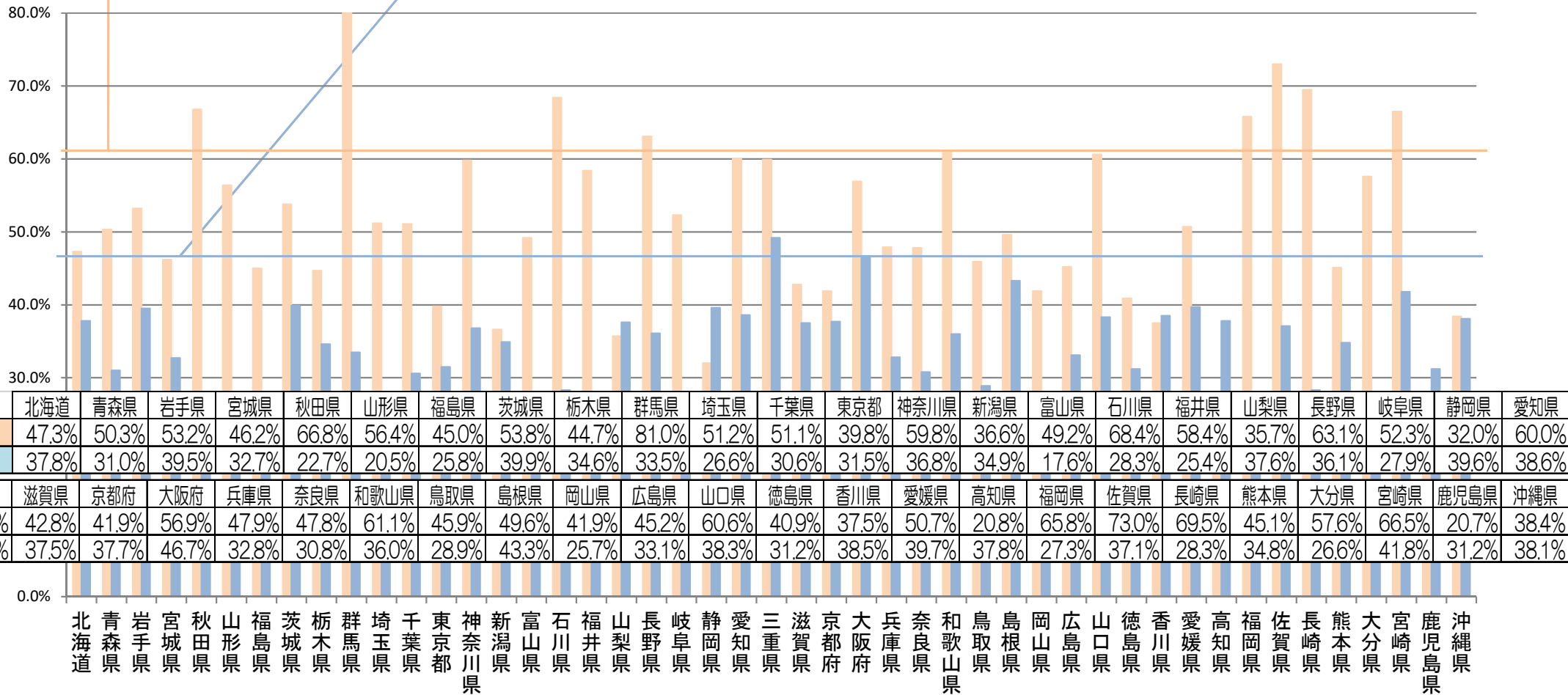
就労支援事業等の実施状況の地域差

- 就労支援事業等への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には約60ポイントの差がある。
- 就労支援事業等を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には約32ポイントの差がある。

目標：2021年度までに
就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率65%

目標：2021年度までに
就労支援事業等を通じた就労・増収率50%

全国平均：就労支援事業等への参加率 **48.7%**
就労支援事業等を通じた就労・増収率 **34.4%**



※令和2年度実績

就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

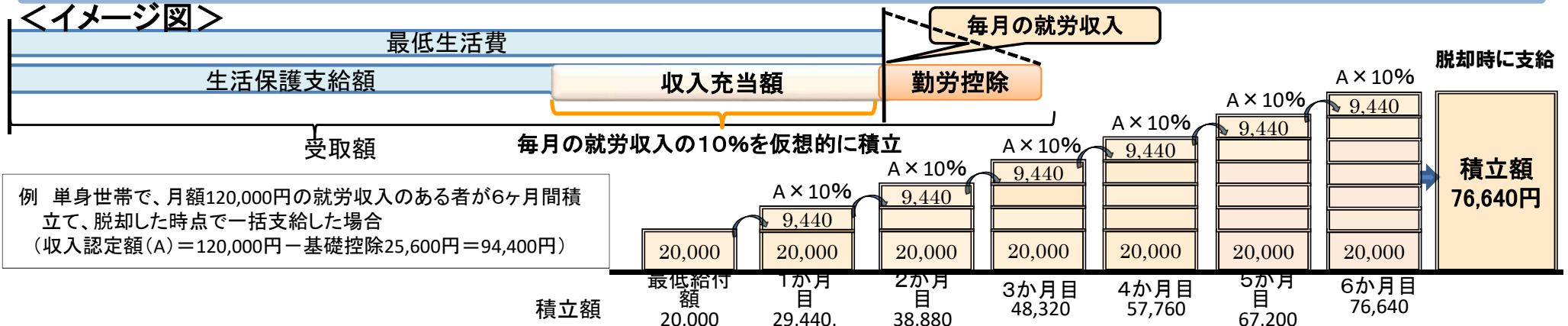
実績	
(支給件数)	
平成30年度	13,351
令和元年度	16,064
令和2年度	13,808

(出典：各年度実績)

制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
 - ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円
 - ※2 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※3 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※4 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>



勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

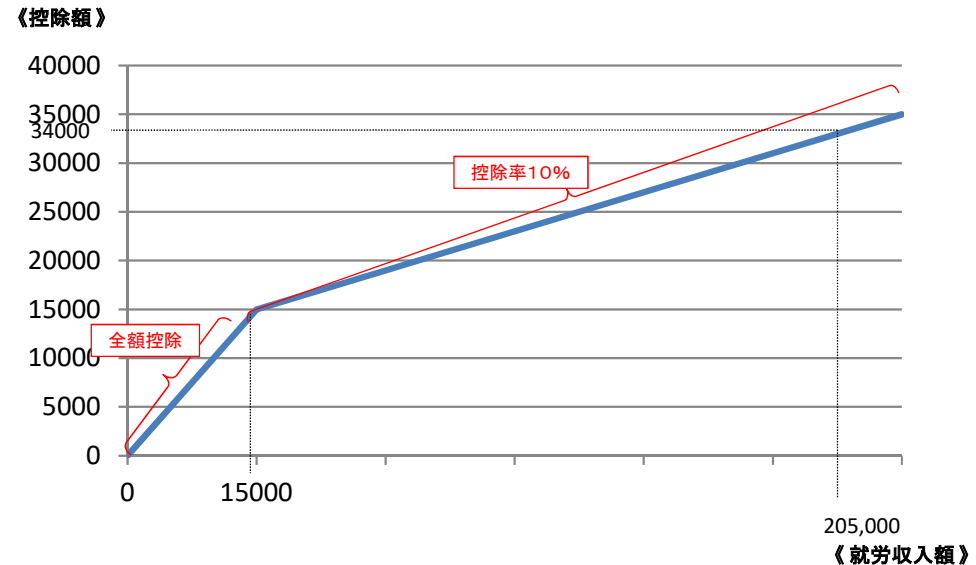
1. 基礎控除

- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 11,600円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 20歳未満控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

	適用件数	適用世帯数
平成30年度実績		
基礎控除	263,473	246,376
新規就労控除	595	589
20歳未満控除	13,859	13,014
令和元年度実績		
基礎控除	260,786	244,017
新規就労控除	507	502
20歳未満控除	13,027	12,216

出典 被保護者調査

就労活動促進費について

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。
また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

【概要】※一時扶助費として支給

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

【就労活動促進費の支給実績(支給件数)】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
550	625	262

出典:各年度実績

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について

概要

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」)
- 生活保護受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3

実績

(自治体数)

平成30年度	12
令和元年度	43
令和2年度	64
令和3年度	77

【出典：各年度実績】

対象世帯

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

(具体例)

- ・大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

支援の流れ(イメージ)

家計に課題を抱える世帯

相談受付・アセスメントの実施
家計再生プランの作成



モニタリング
及び
プラン評価

支援の提供

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納(家賃、税金等)の解消、各種制度の活用、担当部局の調整
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付けのあっせん

・家計表やキャッシュフロー表等の活用により、家計を「見える化」することで、家計の現状、見通しを具体的に示し、相談者自らが家計管理する能力を身につけるようにする。

実施方法

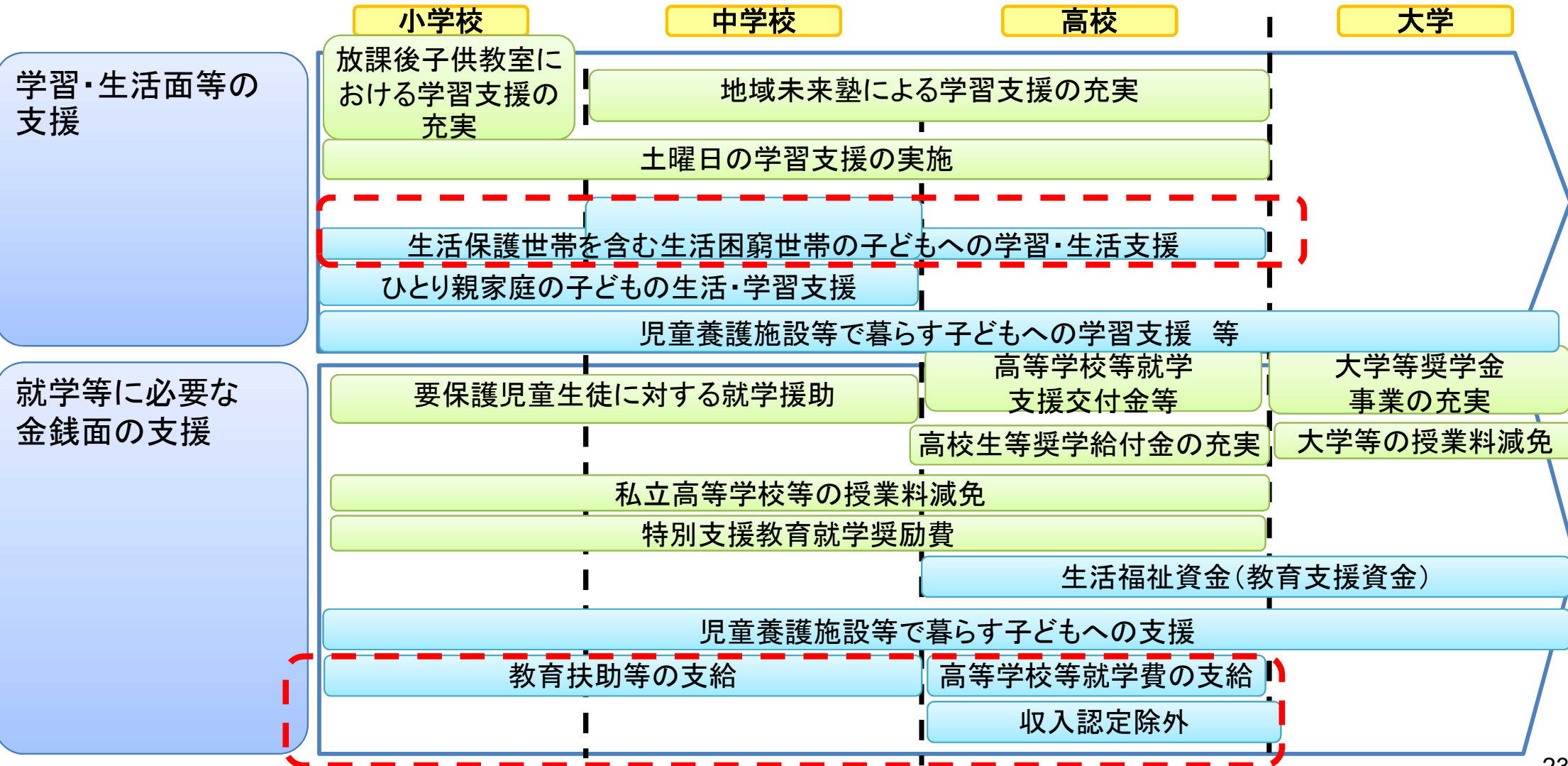
- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を完了した者が望ましい。

② 子どもの貧困への対応について

子どもの貧困への対応を巡る全体状況

- 子どもの貧困対策の「教育の支援」では、各年代の子どもに対する様々な学習・生活面等の支援や就学等に必要金銭面の支援が推進されている。

子どもの貧困対策「教育の支援」における様々な支援



生活保護受給者に対する「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,600円(小)、5,100円(中)
学習支援費(年間上限額):16,000円(小)、59,800円(中)
入学準備金:64,300円(小)、81,000円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給(生業扶助)

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,300円、学習支援費(年間上限額):84,600円
入学料及び入学考査料 等

○ 子どもの学習・生活支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整の実施。実施自治体:579自治体(令和3年度)

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- ・ 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,190円(3歳未満:14,520円)
第3子以降 月額:14,520円

○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:18,800円(1級地の場合)、第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)

- ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)

② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)

- ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(令和3年4月時点)

- ① 高等学校等進学率:93.7%
- ② 高等学校等中退率:3.6%
- ③ 大学等進学率:39.9%
- ④ 就職率(中学校卒業後):1.0%
- ⑤ 就職率(高等学校等卒業後):41.3%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

生活保護世帯における高校生に対する支援

高校等就学時

保護費で支給

高校就学に必要な最小限度の額
公立高校就学費用
(参考書代等)

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用
修学旅行費用等

学習塾等費用

進路選択時

進学準備給付金

大学等入学金・受験料、
転居費用など
※大学等の授業料は含まない。

大学等就学時

新生活の立ち上げ費用

保護費は支給しない(ただし、同居の場合 住宅扶助は減額しない)

高等教育の修学支援新制度 (文部科学省)

大学・専修学校等 授業料、生活費等

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

進学準備給付金(H30～)

【生活保護法第55条の5】
負担金：国3/4、地方自治体 1/4

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。（自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円）

【対象者】

生活保護受給世帯の子どものうち、当該年度の前年度の3月に高等学校等を卒業し、原則当該年度の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から脱却することとなるもの

※ 出身元の生活保護受給世帯から転居せず、引き続き同居して進学する者も含む。

※ やむを得ない事由により18歳になる年度に受験できなかったが、翌年度までに受験・合格し、進学する者等も含む。

進学準備給付金の支給状況

	支給人数	うち転居	うち非転居	支給率 (%)
H30	4,427	887	3,540	95.1
H31	4,956	982	3,614	97.5
R2	4,585	1,064	3,521	97.8
R3 (暫定値)	4,643	1,007	3,636	96.6

出典：保護課調べ

大学就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施(H30～)

東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における
第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	19万4,980円	15万4,040円	▲4万940円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(基本額)(第2子)	5,200円	5,200円	0
合計	26万9,980円	22万3,240円	▲4万6,740円

(注)金額は平成30年10月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は21,400円、子2人めは+2,800円)、児童養育加算(1人あたり10,000円)及び第1子の高等学校等就学費(基本額:5,200円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用等(H28.7～) ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～明確化) ・就職活動費用(H31.4～)

生活保護世帯の子どもが進学率等の経過

指標	平成25年 4月1日時点 (子供の貧困対策に関する大綱 掲載時)	平成26年 4月1日時点	平成27年 4月1日時点	平成28年 4月1日時点	平成29年 4月1日時点	平成30年 4月1日時点	平成31年 4月1日時点	令和2年 4月1日時点	令和3年 4月1日時点	【参考】 全世帯 (直近値)
① 高等学校等進学率	90.8% (20,774人 /22,875人)	91.1% (19,799人 /21,732人)	92.8% (18,886人 /20,346人)	93.3% (18,306人 /19,624人)	93.6% (17,641人 /18,844人)	93.7% (16,219人 /17,317人)	94.0% (14,867人 /15,818人)	93.7% (13,732人 /14,651人)	93.7% (12,713人 /13,572人)	99.1%
② 高等学校等中退率 ※生活保護世帯に属し、令和2年4月1日 時点で高等学校等に在籍していた者の うち、令和3年3月末までの間に中退し た者の割合	5.3% (2,811人 /53,295人)	4.9% (2,609人 /52,866人)	4.5% (2,323人 /51,234人)	4.5% (2,296人 /51,330人)	4.1% (1,971人 /47,810人)	4.1% (1,884人 /45,913人)	4.3% (1,815人 /42,001人)	4.1% (1,593人 /39,100人)	3.6% (1,328人 /36,873人)	1.1%
③ 大学等進学率	32.9% (4,220人 /12,832人)	31.7% (4,242人 /13,393人)	33.4% (4,550人 /13,604人)	33.1% (4,619人 /13,938人)	35.3% (4,282人 /12,147人)	36.0% (4,335人 /12,041人)	36.4% (4,322人 /11,879人)	37.3% (4,228人 /11,344人)	39.9% (4,404人 /11,024人)	75.2%
うち、大学・短大進学率	19.2% (2,465人 /12,832人)	18.5% (2,476人 /13,393人)	20.0% (2,715人 /13,604人)	19.0% (2,655人 /13,938人)	19.0% (2,305人 /12,147人)	19.9% (2,400人 /12,041人)	19.6% (2,332人 /11,879人)	21.0% (2,383人 /11,344人)	21.6% (2,376人 /11,024人)	54.0%
うち、専修学校・各種学 校進学率	13.7% (1,755人 /12,832人)	13.2% (1,766人 /13,393人)	13.5% (1,835人 /13,604人)	14.1% (1,964人 /13,938人)	16.3% (1,977人 /12,147人)	16.1% (1,935人 /12,041人)	16.8% (1,990人 /11,879人)	16.3% (1,845人 /11,344人)	18.4% (2,028人 /11,024人)	21.2%
④ 就職率(中学校卒業 後)	2.5% (573人 /22,875人)	2.0% (444人 /21,732人)	1.7% (341人 /20,346人)	1.6% (308人 /19,624人)	1.3% (243人 /18,844人)	1.5% (255人 /17,317人)	1.4% (214人 /15,818人)	1.0% (151人 /14,651人)	1.0% (141人 /13,572人)	0.2%
⑤ 就職率(高等学校 等卒業後)	46.1% (5,915人 /12,832人)	43.6% (5,833人 /13,393人)	45.5% (6,194人 /13,604人)	44.3% (6,171人 /13,938人)	47.9% (5,817人 /12,147人)	46.6% (5,612人 /12,041人)	47.1% (5,592人 /11,879人)	43.7% (4,953人 /11,344人)	41.3% (4,558人 /11,024人)	16.5%

出典：生活保護世帯の指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

全世帯の①④は、令和3年度文部科学省「学校基本調査」を基に算出。

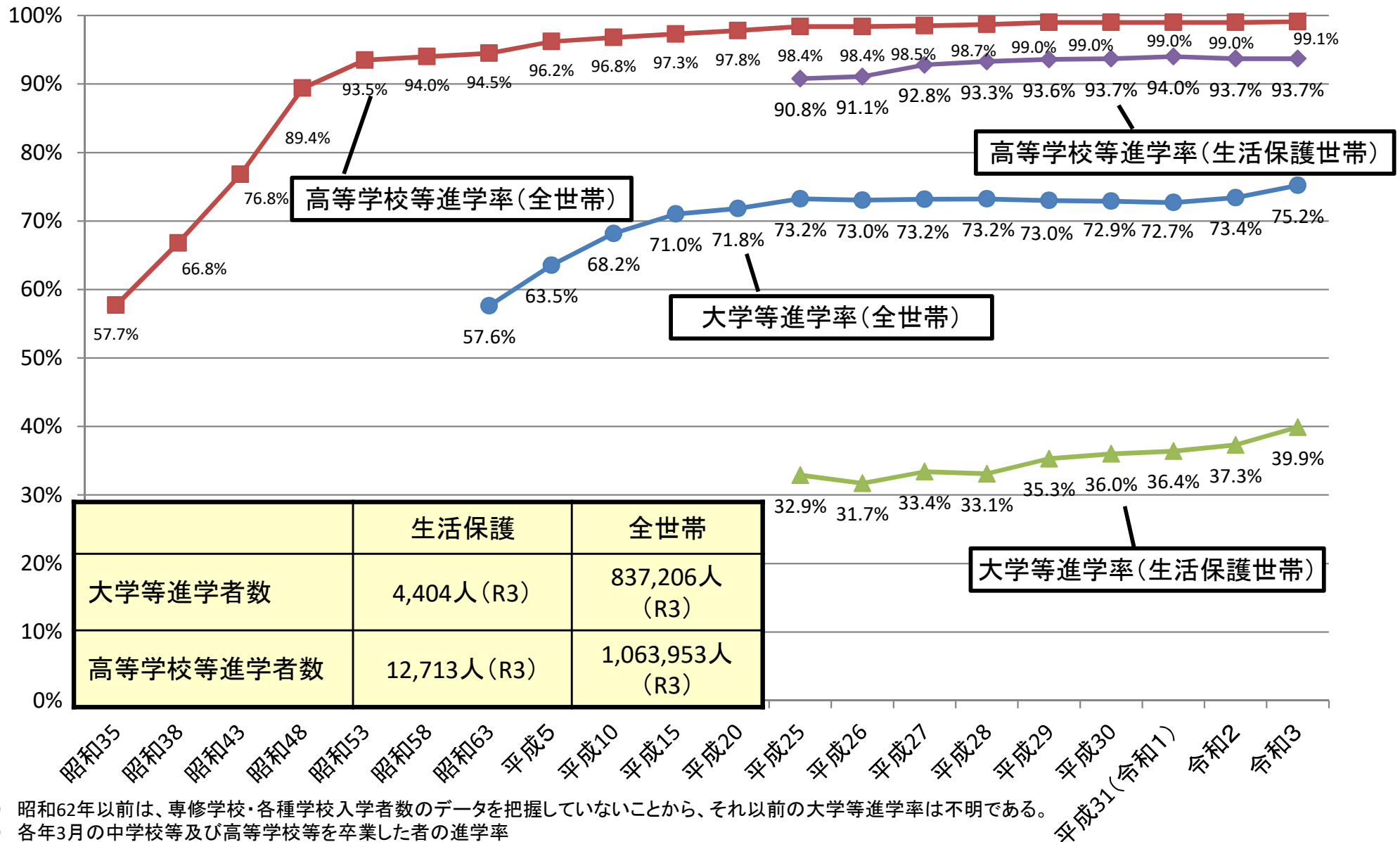
全世帯の③⑤は令和3年度文部科学省「学校基本調査」を基に厚生労働省社会・援護局保護課で算出。

全世帯の②は、令和2年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

注1：平成24年以前の進学率等は把握していない。

注2：「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。注3：令和4年8月2日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

高等学校等、大学等進学率の推移



(注1) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。

(注2) 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率

(注3) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

(注4) 令和4年8月2日時点で自治体に確認が取れた数値を記載。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出(全世帯) 保護課調べ(生活保護世帯)

③ 被保護者健康管理支援事業及び医療扶助について

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

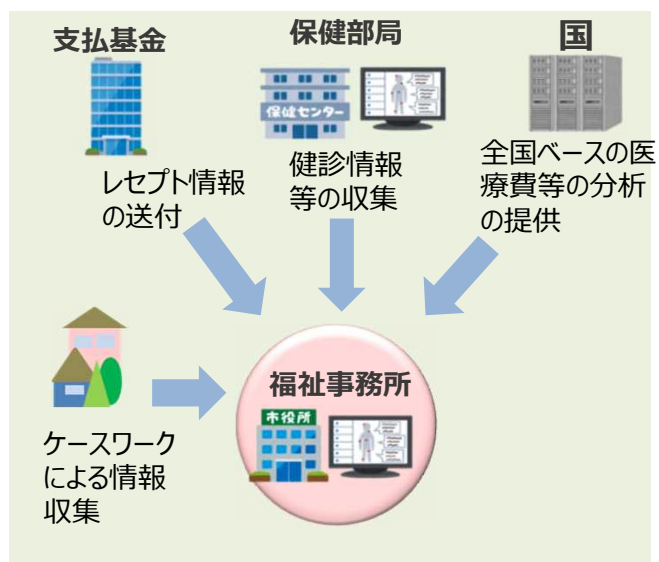
事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は**、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、**多くの健康上の課題を抱えていると考えられ**、医療と生活の両面から**健康管理に対する支援を行うことが必要**。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担**する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～工から選択

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

【事例1】豊中市

㊦ 健診受診
勸奨

㊧ 医療機関
受診勸奨

㊨ 保健指導
・生活支援

㊩ 重症化
予防

㊪ 頻回受診
指導

- 医療扶助に特化したデータヘルス計画を策定し、評価指標と数値目標の設定と外部評価を取り入れ、PDCAサイクルに沿って事業を展開。
- 実施体制を強化しながら取組内容の充実化を図るとともに、より効果的かつ持続可能な支援に向け、市独自の「健康管理支援事業実施マニュアル」を作成。

人口：408,464人 被保護者数：9,691人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の変遷

- ✓ 平成22年度に非常勤の保健師を配置し、CWとの同行による個別支援を開始。
- ✓ 平成27年度の常勤の保健師の配置に伴い、健康管理支援に本格着手。
- **実施体制の強化と取組内容の充実化**
 - ・ 平成27年度に保健師、平成29年度に常勤の精神保健福祉士を配置。
 - ・ 平成30年度に、福祉事務所に新たに医療介護係を設置(係長は常勤の保健師)。
 - ・ 令和3年度から、新規採用により更に正規職員の保健師を1名増員。
 - ・ **実施体制の強化と合わせ、取組内容も段階的に充実化。**
- **医療扶助に特化したデータヘルス計画の策定**
 - ・ 被保護者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目的に、平成28年7月に「医療扶助の適正な実施に関する方針」(実施方針)を策定。
 - ・ 平成30年3月に**第2期実施方針(平成30～令和4年度)**を策定し、各取組における評価指標と数値目標※を設定。進捗状況の管理体制を整備。
※「健診受診者数600人以上」、「頻回受診の改善率100%」等
 - ・ 令和3年3月に**第2期実施方針の中間評価及び方針見直しを策定。**

主な取組(R3) ※予定含む

- **健診受診勸奨**
 - ・ 生活保護開始の説明時に保健師等の専門職も同席し、受診勸奨と受診方法等を説明。
 - ・ 3か月に1回の全被保護世帯への収入申告書等の送付に併せて、全世帯に健診受診勸奨の啓発媒体を同封。
 - ・ **市民健診を取扱う病院・診療所(約200機関)と薬局(約160機関)に、通院患者への受診勸奨の協力依頼文書を送付。**
 - ・ 「健診受診勸奨強化月間」として4か月間定め、**毎年度、年代別に健診受診率や生活習慣病の発症状況等を分析してメインターゲット層を決定し、さらに対象者を絞り込んだ上で集中的かつ直接的な勸奨を実施。**
(実施状況) 令和2年度：受診者410名
- **保健指導・生活支援**
 - ・ 特定保健指導の階層化の基準を参考に、健診結果から保健指導の対象者を抽出し、生活習慣改善に関する啓発媒体を送付。
 - ・ 「動機づけ支援」・「積極的支援」の該当者に対して、それぞれ行動変容ステージを考慮した個別支援を実施。
(実施状況) 令和2年度：保健指導対象者(啓発媒体の送付)41名、「積極的支援」該当者への個別支援3名※
※「動機づけ支援」該当者への個別支援は令和3年度から開始。
- **主治医と連携した保健指導(重症化予防)**
 - ・ 糖尿病治療中の者を対象に、重症化予防に向けた生活習慣の改善や適切な治療の継続に関する啓発媒体を送付。
 - ・ 重症化のリスクの高い糖尿病患者に対し、主治医と連携して行動変容ステージを考慮した個別支援を実施。
(実施状況) 令和2年度：啓発媒体の送付1,250名、個別支援3名
- **個別支援による健康管理**
 - ・ 何らかの疾患を抱え、自身での健康管理が困難で生活を維持できない状態の者に対して、保健師・精神保健福祉士等の専門職が個別支援による健康管理を実施。(実施状況) 令和2年度：家庭訪問等の延べ件数596件
- **健康管理支援事業実施マニュアルの作成**
 - ・ **より効果的かつ持続可能な事業の運営と推進を図ることを目的に、市独自の「健康管理支援事業実施マニュアル」を作成。**
 - ・ 取組ごとに、対象者の選定方法、支援の流れ、支援のポイントのほか、コロナ禍における留意点等を記載。

実施体制

- ・ 医療介護系の保健師・精神保健福祉士、非常勤の保健師が中心に取り組み、SV・CW・嘱託医と連携して、**全て直営で実施。**
- ・ **保健部門**とは、健診結果、指導・啓発媒体の共有など密に連携。
- ・ **医療機関**とは、健診受診勸奨、保健指導等で連携。
- ・ 第2期実施方針の各取組の実施状況について、**毎年度、市の社会福祉審議会(外部有識者含む)に報告。**

課題・今後の展開

- ・ コロナ禍における医療機関との連携・協力の在り方や支援方法の検討。
- ・ 保健部門との更なる連携により「オール豊中」での生活習慣病対策を推進する体制を構築するとともに、介護部門との連携体制の構築。
- ・ CWからの情報やアイデアを取り入れた事業内容とするなど、CWと連携した事業展開。
- ・ 事業成果の見える化。

【事例2】横須賀市

㊦ 健診受診
勸奨

㊧ 医療機関
受診勸奨

㊨ 保健指導
・生活支援

㊩ 重症化
予防

㊪ 頻回受診
指導

- 多職種から構成される「被保護者健康管理支援プロジェクトチーム」(PT)を編成し、PTが中心となって他部署とも連携しながら取組を推進。
- 大学機関と連携して、健診受診勸奨の効果検証や、被保護者の包括的なデータに基づく多面的な分析により最適な支援方法を検討。

人口：388,086人 被保護者数：5,160人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の準備

- ✓ 事業創設を受け、令和2年度から本格実施。
- ✓ それ以前は、健診受診勸奨の取組として主に受診勸奨用チラシの配布を実施。
- 庁内実施体制の整備
 - ・ 正規職員の保健師の新規配置※、多職種(SV・CW・保健師・事務)から構成される「被保護者健康管理支援プロジェクトチーム」(PT)の編成により、実施体制を整備。
- ※ 国保の保健事業部門に席を置きながら、事業の企画検討、保健所健診担当との調整、CW向け健康教育等を担当。
- 保健所健診担当課との連携体制の構築
 - ・ 被保護者の状況や生活保護制度の運用について、定期的に情報提供を行うほか、健診受診率向上及び保健指導の利用者数向上に向けた方策等を協働して検討するための連携体制を構築。

主な取組(R3) ※予定含む

- 健診受診勸奨
 - ・ 健診受診率向上に向け、健診受診勸奨用のチラシを被保護者にとって分かりやすく、CWにとって案内しやすいものとなるよう、内容やレイアウトを見直し。
 - ・ その上で、全被保護世帯に対して、年2回(6月・11月)チラシを送付。
 - ・ 今後、ランダム化比較試験によりチラシ配布の効果検証を予定。(実施状況) 令和2年度※：受診者174名 ※新型コロナウイルス感染症の影響により一部の健診を中止。
- 保健指導の利用勸奨
 - ・ 40～74歳の健診受診者について、保健所健診担当課が特定保健指導の階層化の基準に準じて、健診結果から保健指導の対象者を抽出し、保健指導の利用券を発行。
 - ・ その後、生活保護担当課が対象者に利用券を送付し、CWが保健指導の利用勸奨を実施。
 - ・ 保健指導利用までの業務フローを見直し、健診受診から保健指導利用までの期間を2か月程度短縮。(実施状況) 令和2年度：保健指導対象者22名、保健指導利用者1名
- CW向け健康教育の開催
 - ・ PTメンバーと保健師による、健康管理支援事業の理解を深めるためのCW向け健康教育を年4回開催。
- 大学機関と連携した支援方法等の開発
 - ・ 健診受診勸奨の効果検証、国際動向を踏まえた独自のフェイスシートの開発及びCW向けの活用研修を実施。
 - ・ 被保護者のレセプト・健診情報だけではなく、生活習慣や社会関係のデータも含んだ包括的データベースを構築し、地域の被保護者の健康課題を多面的に分析することで、最適な支援方法を検討・開発。その方法による支援効果を可能な限り定量的に検証。

実施体制

- ・ PTが中心となって実施し、データ分析・最適な支援方法の開発・効果検証等は大学機関に委託して実施。
- ・ 保健所健診担当課とは、被保護者の情報共有や、効果的な事業実施に向けた方策を協働して検討するなど密に連携。
- ・ 保健所健診担当課や国保の保健事業部門を含めた組織横断的な会議を開催し、事業評価を実施。

今後の展開

- ・ 健診受診勸奨がどういう人に効果があるのかなど、被保護者が健診を受診するまでのメカニズムを探索し、より効果的な勸奨方法を考案。
- ・ CWにとって健康管理支援が特別な取組とならないような業務フローを検討し、レセプト管理システムや生活保護システムを有効活用し、業務負担を最小限となる取組方法を開発。
- ・ 令和3年度の取組に引き続き、被保護者の包括的データベースの分析結果を基に最適な支援方法を検討・考案し、効果的な介入を実施。

【事例3】長野県安曇野市

㊦ 健診受診
勸奨

㊧ 医療機関
受診勸奨

㊨ 保健指導
・生活支援

㊩ 重症化
予防

㊪ 頻回受診
指導

- 被保護者の健診受診率向上に向けて、健診の機会を増やすなど被保護者にとって受診しやすい環境を構築。
- 健康管理支援担当の専門職として管理栄養士を雇用し、被保護者の適切な生活習慣の形成を目的に、被保護者向けの「健康管理プログラム」等を実施。

人口：97,494人 被保護者数：363人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の準備

- ✓ 事業創設を受け、令和元年度から検討開始。
- ✓ 事業開始前は、健診受診率が低調で被保護者の健康状態を把握できておらず、健康管理支援を担える専門職も不在。

■ 被保護者の健診受診環境の構築

- ・ 被保護者が受診できる健診は、市内5か所の保健センターで実施される集団健診のみで、受診日も場所も限られていたことが受診率低調の要因の一つと考えられたことから、健診担当課と調整し、各医療機関での個別健診での受診も可能とすることで、**被保護者が受診しやすい環境を構築**。
- ・ 指定医療機関で健診を受診する場合、健診受診日に生活保護受給中であることを証明するため「生活保護受給証明書」を発行。

■ 専門職の雇用

- ・ 令和元年11月に健康管理支援担当として**初めて専門職(管理栄養士)を雇用し、被保護者向けの「健康管理プログラム」※を策定・実施**。
- ・ 健診担当課から**健診結果を入手し、健康管理支援に活用**。

※ 生活保護担当課が被保護者の健康に関する生活習慣の形成を目的に行う市独自のプログラム。

主な取組(R3) ※予定含む

■ 健診受診勸奨

- ・ 40歳以上※に対して、毎年3月に健診受診の希望調査を行い、**希望者全員が確実に受診完了できるよう支援**。
- ・ 40歳未満の**若年層には、市の若年者健診を案内**。
- ・ **新たに対象年齢になる者、採血の機会がない者、かかりつけ医がない者等を「重点的受診勸奨対象者」として、文書だけではなく訪問により受診勸奨**。 ※ 令和3年度から対象者を40～74歳から40歳以上に拡大。
(実施状況) 令和2年度：希望者59名(前年の受診者の10倍以上)・受診者44名、令和3年度：希望者81名

■ 健康管理プログラムの実施

- ・ 健診・医療機関の受診歴や治療歴、訪問等での聴取内容を基に、生活習慣・食習慣の改善が必要と考えられる者や健康状態が不明な者など、**健康管理プログラムの対象候補者を幅広く抽出**。
- ・ 候補者に対する**CW訪問に管理栄養士が同行し**、生活の自己管理能力や健康への意欲等を確認し、健康管理プログラムを紹介。参加に同意した者を対象に、以下の流れで支援を実施。
 - ① 個別訪問を行い、事前アンケートを配布し、対象者が改善を望む点についてヒアリングを実施。
 - ② 事前アンケート、訪問記録票、相談記録票等の内容を基に、支援計画を作成。
 - ③ 支援計画を説明し、計画に沿って支援を実施。3～6か月を目安に評価を行い、希望者には継続支援を実施。
(実施状況) 現在継続中：7名

■ 健診結果に基づいた生活習慣のアドバイス

- ・ 健診担当課が担当する健診後の保健指導終了後に、健康管理プログラムの紹介と次年度の健診受診勸奨を実施。
- ・ 健診受診完了者のうち、74歳以下で保健指導対象外の者に対し、健診結果の解説と結果に基づく生活習慣改善のアドバイス等を実施。より積極的に生活習慣を改善したいと希望する者には健康管理プログラムの参加を呼びかけ。
(実施状況) 令和2年度：21名

■ 健康に関する情報発信

- ・ 季節に合わせたテーマで健康に関する情報を掲載した「健康と栄養だより」を作成し、全世帯に年4回配布。

実施体制

- ・ 会計年度任用職員の**健康管理支援員(管理栄養士)とCWが連携して、全て直営で実施**。
- ・ **健診担当課**とは、被保護者の健診結果等の情報共有、健診受診勸奨・受診後の保健指導業務において連携。

今後の展開

- ・ 地域の健康課題の傾向を分析するには健診データが少ないため、今後、健診受診者数を増やすことでデータを蓄積し、傾向を把握できた段階で、今後の予防施策を更に検討。
- ・ 保健指導・生活支援について、興味はあるが個別支援計画の作成に抵抗を示す者や、自身の生活習慣を変えたくない者が多いため、まずは興味を示す者を見つけ、優先して支援を進めていくことが必要。

生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

平成30年法改正(後発医薬品使用原則化)の概要

○医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができるものと認めたもの(※1)については、原則(※2)として、後発医薬品による給付を行うことを法律に規定(平成30年10月1日施行)

第34条第3項 (略)医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品...を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

※1 具体的には、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合。

※2 例外としては、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と比べて同額以上となっている場合や、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合。

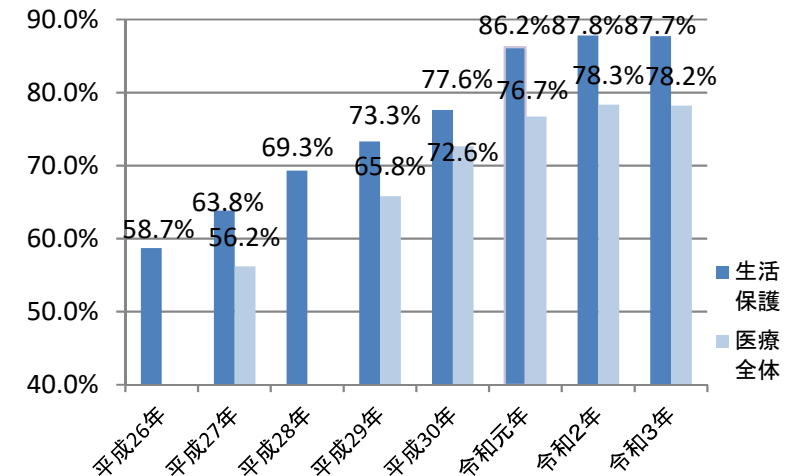
後発医薬品使用原則化による効果

○令和3年6月社会保険診療報酬支払基金審査分レセプトにおける、後発医薬品使用割合は、87.7%(前年比0.1%減)となった。

※令和3年医療扶助実態調査

○令和2年度に引き続き、使用割合80%という政府目標は達成された。

○伸び率については、原則化前(平成30年)より10.1%増となっており、後発医薬品の使用を原則化した効果があったものといえる。



使用割合(数量シェア)の出典:
医療扶助実態調査(各年6月審査分)、
医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分)

参考:平成25年法改正時の見直し

○後発医薬品の使用を促すことを規定(平成26年1月1日施行)

※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

主治医訪問・嘱託医協議

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

指導の実施

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

改善状況の確認

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。
改善されていない場合には、引き続き指導を実施

【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15日以上1月の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人
改善者数割合(C/B)	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%

令和4年度以降の取組

- 令和3年度に引き続き、令和4年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)
 - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを推進

医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、
オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

【開催実績等】

- 令和2年7月15日 第1回 10月21日 第2回
 令和3年3月25日 第3回 11月18日 第4回
 令和4年4月28日 第5回
- 令和2年内にオンライン資格確認に関する議論を行う。(11月30日、医療扶助のオンライン資格確認導入について(方向性の整理)をとりまとめ。

【今後の進め方】

- 次期制度改正に向けた医療扶助等に関する方向性や対応策(※)について、議論を行い、本年夏頃までに一定の方向性をとりまとめる予定。
- ※ 改革工程表も踏まえた、適正受診指導の徹底等による適正化対策や医療扶助のガバナンス強化等

【構成員】

- | | |
|-------|-------------------|
| 明坂 啓司 | 高知市福祉管理課長 |
| 太田 匡彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 尾形 裕也 | 九州大学名誉教授 ※座長 |
| 小塩 隆士 | 一橋大学経済研究所教授 |
| 新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 鈴木 茂久 | 横浜市生活福祉部長 |
| 豊見 敦 | 日本薬剤師会常務理事 |
| 林 正純 | 日本歯科医師会常務理事 |
| 藤本 貴義 | 兵庫県地域福祉課長 |
| 松本 吉郎 | 日本医師会常任理事 |

今後のスケジュール案について

検討スケジュール（予定）

今後、以下の日程（予定）で検討会を実施し、医療扶助に係る今後の対応策について、一定の方向性のまとめをお願いしたい。

- ①令和4年4月28日（木） （主な議題：医療扶助の現状と課題等）
- ②令和4年6月上旬 （主な議題：被保護者健康管理支援事業の効果的・効率的な実施 等）
- ③令和4年7月下旬 （主な議題：頻回受診対策、医療扶助に関する都道府県の関与 等）
- ④令和4年8月下旬 （主な議題：方向性のとりまとめ 等）

※今後、外部有識者によるヒアリングの実施についても検討。

夏以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の場においても議論

④ 居住支援について

保護施設の概要

	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設											
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号	生活保護法 第38条 第1項2号	生活保護法 第38条 第1項3号	生活保護法 第38条 第1項4号	生活保護法 第38条 第1項5号											
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う											
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）															
施設数	年度	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	H30	182	14	168	20	2	18	58	2	56	16	3	13	10	1	9
	R1	183	12	171	20	1	19	56	2	54	15	3	12	14	1	13
	R2	183	11	172	20	1	19	56	2	54	15	3	12	15	1	14
定員	16,345人			1,388人			—			470人			905人			
在所者数	16,288人			1,264人			—			325人			339人			

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」

2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、令和2年10月1日現在。

救護施設等における各種事業

※ 実施箇所数等は保護課調べ(令和4年4月1日現在)

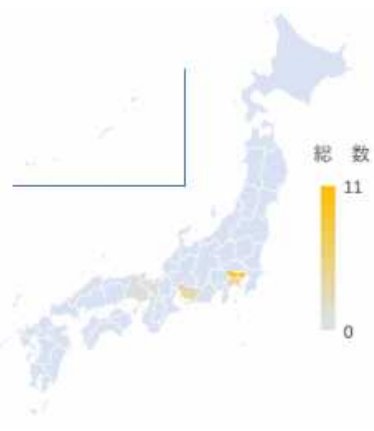
	保護施設通所事業		救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。		救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度(救護施設通所事業は平成元年～)		平成16年度	平成17年度(23年度)
対象施設	救護施設・更生施設		救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練(生活指導、就労指導等) ・訪問指導(職員の居宅訪問による生活指導等)		・日常生活訓練(食事、洗濯、金銭管理等) ・社会生活訓練(通院、買物、対人関係構築等) ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・精神症状が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合
利用期間	1年以内(更新可)		1年以内(1年以内延長可)	7日間(1ヶ月まで延長可)
対象者	・保護施設退所者で引続き指導訓練が必要と認められる者 ・居宅の被保護者(事業定員の3割限度)		・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 (特別な事情の場合には5名を下限)		2名～10名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 (定員5以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上)		10名以上：4名 6～9名：3名 2～5名：2名 (責任者として1名専任)	(既存の施設職員が対応)
運営費	【通所訓練】※東京都特別区の場合 救護施設：1人当たり月額：123,200円 更生施設：1人当たり月額：119,000円 【訪問指導】1人当たり月額：23,600円		月額(1施設当たり) 10名以上：114万6,170円 5名：75万8,670円 9名：106万8,670円 4名：68万1,170円 8名：99万1,170円 3名：60万3,670円 7名：91万3,670円 2名：52万6,170円 6名：83万6,170円 1名：44万8,670円	例：東京都特別区の救護施設(定員101～110名) 約4,930円×実入所日数
実施ヶ所数 (R4年4月1日)	救護施設(全184ヶ所) うち、51ヶ所	更生施設(全19ヶ所) うち、17ヶ所	113ヶ所	—
定員	1,125人	512人	321人	—
利用者数	803人	346人	290人	—

保護施設及び無料低額宿泊所等の分布 イメージ

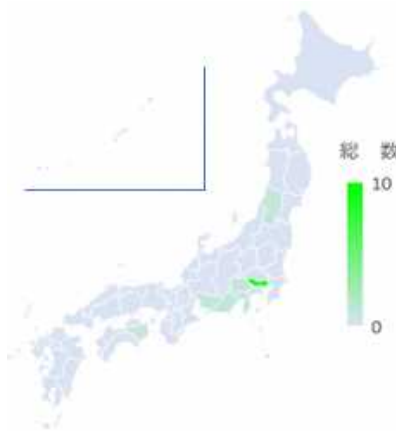
救護施設



更生施設



宿所提供施設



保護授産施設



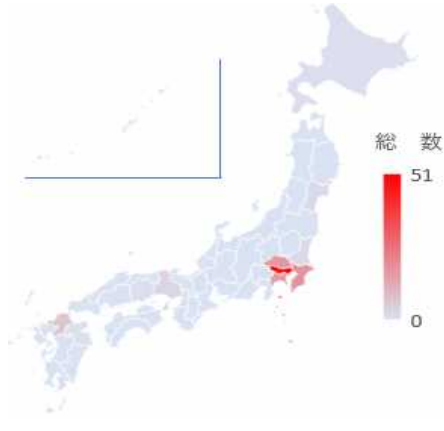
社会事業授産施設



無料低額宿泊所



日常生活支援住居施設



分類	施設等	施設数
保護施設	救護施設	183
	更生施設	20
	宿所提供施設	15
	保護授産施設	15
	社会事業授産施設	61
無料低額宿泊所等	無料低額宿泊所	649
	日常生活支援住居施設	120

※ 保護施設数は社会福祉施設等調査(令和2年10月1日時点)

※ 無料低額宿泊所数は保護課調べ(令和4年4月1日時点)

※ 日常生活支援住居施設数は保護課調べ(令和4年4月1日時点)

※ 社会事業授産施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設である。

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

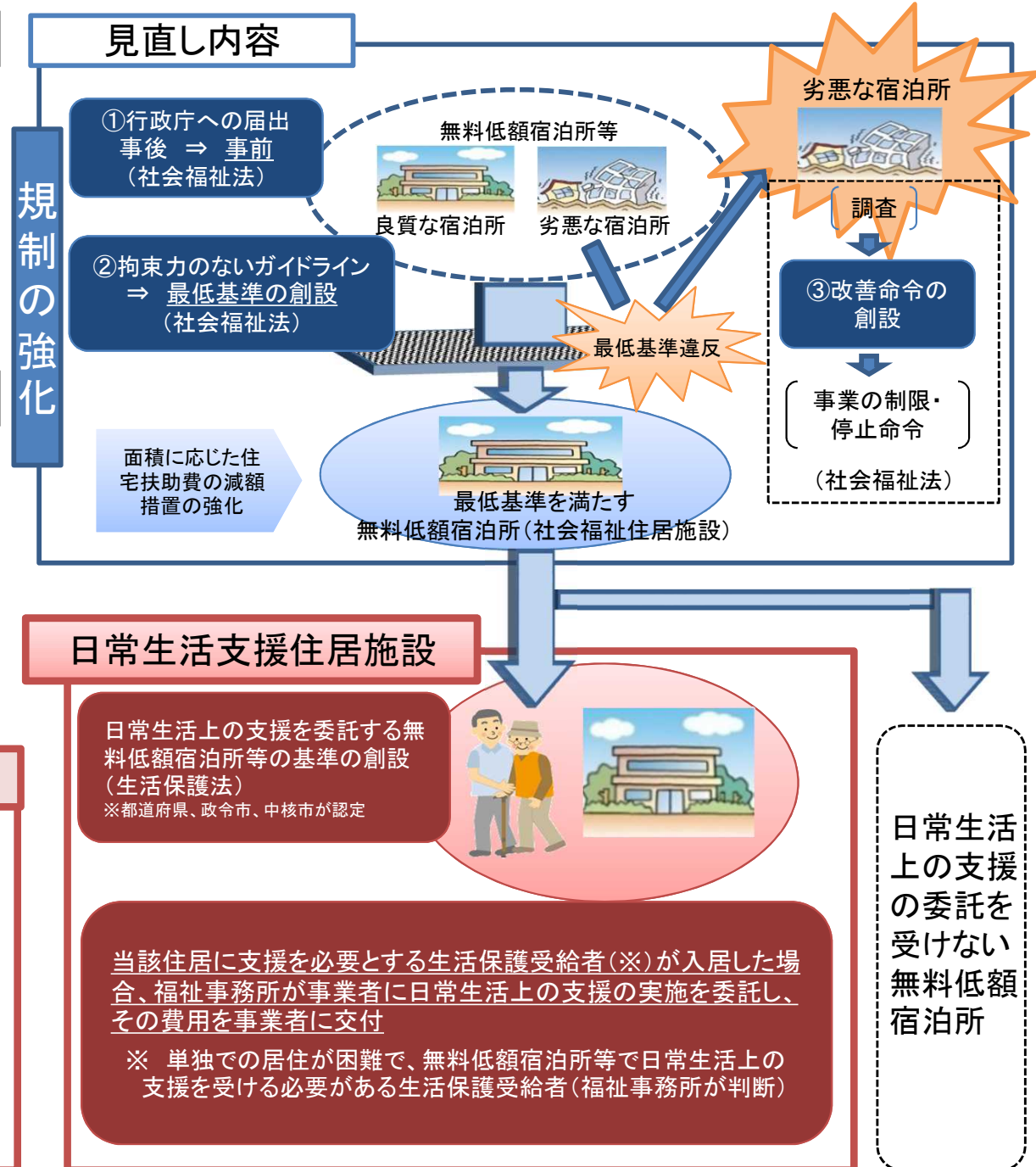
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
- ※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始



日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修費

【令和4年度予算】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 6月から8月に実施予定
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討

入居者への充実した生活支援



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

（参考）

- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
- 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30

研修カリキュラム等の検討体制等

- | | |
|-----|--|
| 委員長 | 岡田太造（兵庫県立大学客員教授） |
| 委員 | 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかもま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事） |
| 委員 | 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人）） |
| 委員 | 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事） |
| 委員 | 辻井正次（中京大学現代社会学部教授） |
| 委員 | 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授） |
| 委員 | 菅野 拓（京都経済短期大学講師） |
| 委員 | 今井誠二（尚綱学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長） |
| 委員 | 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人）） |
- （注）肩書きは令和2年時点

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和4年度予算：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

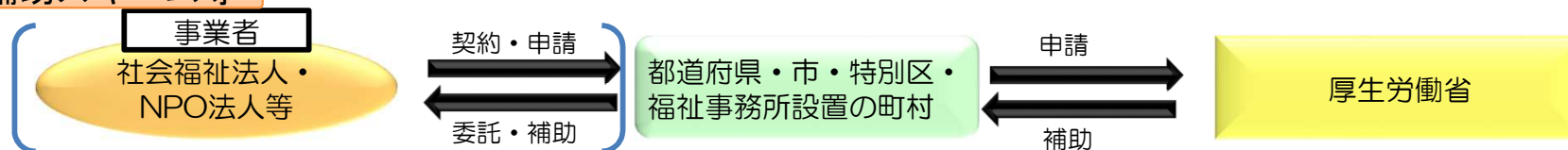
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

実績

(自治体数)
令和3年度 77

出典：実績より

⑤ 事務負担の軽減及び生活保護費の適正支給の確保策等について

生活保護ケースワーカー数等の状況

- 生活保護の実務を担うケースワーカーについては、平成21年から約5千人増、また、1人当たり担当世帯数は減少。
 ケースワーカーの配置については、社会福祉法の標準数(※)を踏まえて必要な交付税措置を行うとともに、自治体に対する指導監査において必要な人員体制を確保するよう助言指導。
 ※ ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部80世帯に1人、郡部65世帯に1人を「標準」として定められている。

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成21年10月	13,881人	1,274,231世帯	91.8世帯
令和3年4月	19,140人 (+5,259人)	1,638,787世帯 (+364,556世帯)	85.2世帯 (▲6.6世帯)

※ 出典：地方公共団体定員管理調査及び被保護者調査

(参考) 地方交付税算定上の基礎となる人口20万人(市部人口10万人)当たりケースワーカーの数

※括弧内は前年度からの増員数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
都道府県(郡部)	22人	22人	23人	23人	23人	24人	24人	24人	24人	24人
※人口20万人当たり	(+3)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(±1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)
市部	15人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	17人
※人口10万人当たり	(+2)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(+1)

不正受給の状況

- 不正受給件数及び金額は、ここ数年は減少傾向にある。
- 内容の約6割は稼働収入の無申告や過小申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額
	件	千円	千円
H23	35,568	17,312,999	487
H24	41,909	19,053,722	455
H25	43,230	18,690,333	432
H26	43,021	17,479,030	406
H27	43,938	16,994,082	387
H28	44,466	16,766,619	377
H29	39,960	15,530,019	389
H30	37,234	14,005,954	376
R1	32,392	12,960,895	400
R2	32,090	12,646,593	394

(注)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	令和2年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5
稼働収入の過小申告	3,551	11.1
各種年金等の無申告	5,678	17.7
保険金等の無申告	771	2.4
預貯金等の無申告	387	1.2
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2
その他	5,434	16.9
計	32,090	100.0

(注1)生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(注2)「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。